

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282(22)4131

国民年金保険料の納付方法

口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納、1年前納、2年前納もあり大変お得です。

口座振替をご希望される方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちのうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

※口座振替申出書については各金融機関の窓口には準備されていますが、金融機関にない場合には、市民課窓口にも準備しております。

2年前納のメリット

①平成30年度の保険料による割引額の場合、口座振替納付で15,650円の割引となります。現金納付・クレジットカード納付でも14,420円の割引となります。

現金による前納をご希望の方は2年前納保険料を現金で納付する旨を年金事務所にお申し出ください。申出書が送付されます。

②2年前納分の保険料全額が、その年の社会保険料控除の対象となります。

各年分の保険料に相当する額を各年に控除することもできます。

③2年前納をご利用することに

口座振替での前納は事前にお手続を

口座振替での平成31年度からの2年前納1年前納または平成31年4月から9月分の6か月前納のいずれかを希望する場合のお申し込み期限は、2月28日(木)まで(年金事務所必着)となります。

クレジットカード等でも納付できます

国民年金保険料を定期的にクレジットカード会社を立て替え払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。ただし、過去の未払い分の保険料についてはご利用いただけません。

納付できる保険料は定額保険

料及び付加保険料込みの定額保険料となります。(保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません)

なお、カード会社でのお支払い回数は1回払いのみとなります。

クレジットカードでの納付をご希望される場合は、国民年金保険料クレジットカード納付申出書の提出が必要となりますので、お近くの年金事務所へお申し出ください。

前納のお申し込み期限は口座振替と同様です。

各種納付方法の割引額は表のとおりです。

※この表は平成30年度の保険料額による割引額です。

納付方法		1か月分の割引額	6か月分の割引額	1年分の割引額	2年分の割引額
毎月	翌月末納付	割引なし	割引なし	割引なし	割引なし
	当月末納付 ※口座のみ	50円	300円	600円	1,200円
6か月前納	カード・現金	—	800円	1,600円	3,200円
	口座振替	—	1,110円	2,220円	4,440円
1年前納	カード・現金	—	—	3,480円	6,960円
	口座振替	—	—	4,110円	8,220円
2年前納	カード・現金	—	—	—	14,420円
	口座振替	—	—	—	15,650円

より、納め忘れを防ぐことができます。

国民年金保険料のご案内は、民間事業者に委託しています

日本年金機構では、全国312か所の年金事務所の管内において、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話や文書、戸別訪問による納付のご案内を民間事業者に委託しています。

民間事業者の担当者が国民年金保険料のご案内を行う際には、事業者及び氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。また、訪問員は必ず日本年金機構が発行した顔写真入りの身分証明書をお客様

に提示させていただきます。

訪問員が現金をお預かりすることはありません。手数料を要求することや、金融機関等においてATM操作をお願いすること、年金手帳や年金証書、通帳やキャッシュカード等をお預かりすることはありません。

日本年金機構から、民間事業者に提供している個人情報、のご案内を行ううえで必要となる国民年金保険料の納め忘れのある方の情報に限定しています。

国民年金保険料の納付について、民間事業者にお問い合わせされる場合は、送付されてきた郵送物をご用意ください。